

■県立障害者支援施設「厚木精華園」における虐待事案について

県立障害者支援施設「厚木精華園」（指定管理者：社会福祉法人かながわ共同会）において発生した虐待事案の概要等を報告する。

(1) 事案の概要

- ・ 令和5年4月28日午前10時過ぎ、生活支援にあたる職員（50代男性）が、利用者（80代男性）の行動を制止しようとする中、床に引き倒すなどの行為があった（利用者にけがはなかった）。
- ・ この場面を目撃した職員が園幹部職員に報告し、園は見守りカメラの映像確認や当該職員へのヒアリング調査により事実を確認し、同日、当該利用者に係る支援費の支給を決定した自治体に虐待通報した。
- ・ 通報を受けた自治体では、職員が自身の腕を当該利用者の脇の下に入れて首に手を回し、ゆっくりと床に引き倒したこと、倒されて横になっている当該利用者に対してこぶしを振り上げ威嚇したことは、身体的虐待及び心理的虐待にあたりと認定し、同年8月25日、同園に改善指導を行った。

(2) 県及び指定管理者の対応

- ・ 県は、他の利用者に同様の行為がないかなど、同年5月以降、原因究明や再発防止に向け、随時モニタリングを実施し、指定管理者に対し、改善指導を行っている。
また、全ての県立施設で起こりうる問題として、9月5日に緊急県立施設長会議を開催し、日頃の支援が利用者の人権を侵害していないか、支援者目線になっていないか、自己点検を実施するよう指導した。
- ・ 指定管理者は、利用者保護のため、当該職員を利用者の支援業務から外すとともに、所属調査を実施し、原因究明や再発防止に向けた取組を進めている。